

すべてはご依頼人様の笑顔のために

吉岡事務所 2017 通信

vol.5



発行: 司法書士法人吉岡事務所 〒210-0006 神奈川県川崎市川崎区砂子1-4-2 小島ビル201 ☎044-221-5485

【読み続けてきた経営の愛読書2冊とは】



みなさん、こんにちは、ニュースレターをお読みいただきありがとうございます。司法書士法人吉岡事務所の代表吉岡剛です。今日は私の経営における愛読書をご紹介します。開業して19期

目になりますが、「経営に終わりはない」とつくづく思います。問題は常に発生し、マーケットやお客様のニーズはどんどん変化し、常に高い目標を掲げ努力をしていかないと生き残れないとしみじみ思います。

そんな厳しい経営環境の中で、道しるべとして、読み続けてきた本を2冊紹介します。ほとんどの経営本、ビジネス本、法律書はそんなに読み返しません。しかしこの2冊は毎日読み続けています。

まずは1冊目、「仕事ができる人の心得、小山昇著」です。小山流の経営用語解説集です。

大事なことがコンパクトにまとめられ、私の知る限りこのような経営用語解説のみの本を知りません。しかもこの本の解説DVDが株式会社武蔵野さんから発売されていて毎月購入しています。本を読むだけでなくこの解説DVDを見て勉強することにより、より小山流の経営原則の核心が理解できます。

次に2冊、「一倉定の経営心得、一倉定著」です。小山昇氏の師匠に当たる方です。こちらは一倉定氏の経営名言とその解説です。容量は多くないのですが、何度読んでも味わい深い考えさせられる経営の要諦が書かれています。多分この2冊は経営者を辞めるまで、いや一生読み続けることになると思います。

ぜひ経営について迷われている方、道しるべが欲しい方、今後業績をどんどん伸ばしていきたい方は読まれたらいかがでしょうか。

代表社員・吉岡 剛

神奈川県司法書士会所属 登録番号904号
簡裁訴訟代理等業務認定 認定番号第202154号
法テラス 日本司法支援センター相談員
司法書士総合相談センター「かわさき」相談員
川崎区役所クレサラ相談員・川崎区役所相続・遺言、成年後見相談員 他

スタッフ紹介・日記

菊池秋海

akimi kikuchi



10月より入社いたしました、菊池と申します。司法書士事務所での勤務が初めてで、覚えることが山のようにあり毎日が緊迫しています。机に座っている毎日の為か、ときどき自然の中に還りたくなるようで、海に潜る夢を3回/月は見ているように思います。これから6月にかけては烏賊の季節なので(烏賊が

好きです)、特に夢に出てきがちです。吉岡事務所はオンオフをしっかりわけることが出来る働きやすい職場なので休日は発散し、また月曜からフレッシュな気持ちで取り組みます。そんな事ばかり言って、土日にも勉強はしないとイケませんね。頑張ります、よろしくお願いいたします。

戸田高広

takahiro toda



はじめまして、戸田と申します。前職も司法書士事務所でしたが廃業に伴い、縁あって吉岡事務所に勤務することになりました。思えば今年の今頃は野菜の収量調査や販売計画を立てたりしていました。おかげでトマトやジャガイモ、養鶏などにそれぞれに詳しくなりました。農業を兼業していた訳ではなく、農業生産法人の設立という仕事の関係です。自治体の認可を経て株式会社の形で大規模な農業経営をするという新しい試みです。これからも吉岡事務所で仕事をしていく中で、新しい経験と知識を経て自分を広げ成長させていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

法定相続情報証明制度

平成29年3月下旬に、法務大臣から「法定相続情報証明制度」を5月下旬から実施する旨の発言がありました。まだ未確定ですが、おそらく以下のような制度になると考えられます。①亡くなった方の戸除籍謄本等を役所から収集して、その記載を基に作成した一覧図(法定相続情報一覧図)を法務局(登記所)に届出ることができます(申出)。②その一覧図が、登記官によって確認・保管されると、証明(登記官の認証文)のついた一覧図の交付を受けることができます。③証明された一覧図を銀行や法務局の手続に使うことができます。この制度を利用すれば、今までのように集めた戸籍等を使い回す必要が無くなります。吉岡事務所では今後も最新の制度に注目していきます。



編集後記

この度、本誌の編集長になりました石黒永祐(いしぐろようすけ)と申します。去年の9月にIT業界を退職し、異業種の吉岡事務所へ入所しました。今月で7ヶ月目なので、まだまだ新米です。不動産登記だけでも学習すべきことはたくさんあります。日々勉強中です。現在は仕事と司法書士予備校との両立で

す。現段階では法律用語が外国語のように聞こえて、なかなか理解するのに時間を要していますが、実務で即戦力になれるように短期合格を目指してまいります。法律初心者ということもあり、一般の方々と同じ目線に立って記事を書いてまいりますので今後とも宜しくお願い致します。